

# 外国特許トピックス

2021年4月  
特許業務法人志賀国際特許事務所  
(外国事務部 加藤基志)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

## インド知的財産審判委員会(IPAB)の廃止について

インド政府は2021年4月4日付で審判改革条例(THE TRIBUNALS REFORMS (RATIONALISATION AND CONDITIONS OF SERVICE) ORDINANCE, 2021)を公布しました。本条例の内容には、インド知的財産審判委員会(IPAB)の実質的な廃止が含まれています。本条例は、次の国会会期開始から6週間以内に国会で追加承認されれば法律として認められます。今回は、IPABの廃止について紹介します。

### 1. IPABとは

IPAB(Intellectual Property Appellate Board)は、裁判所の負担を減らして国民に迅速な救済を提供することを目的に設立された審判所です。インド政府は、裁判所の裁判官が知的財産権紛争の複雑な技術的側面を事前に評価することが必ずしも可能ではなく、知的財産分野の専門家による紛争解決(裁定)が有効であるとの判断の下にIPABを設立し、審理対象を当初の商標から特許関連を含む複数の知的財産権まで拡張しました。

IPABは、特許に関して、インド特許意匠商標総局の長官による決定(拒絶査定など)、命令、指示に対する審判請求、特許取消に係る申請、登録簿の更正に係る申請などインド特許法で規定された管轄権、権限および権能を行使することが認められています。IPABの裁定に対する上訴は高等裁判所または最高裁判所に対して行うことができます。

### 2. IPABが廃止される理由

①IPABは、特許、商標、植物品種等の知的財産法の様々な分野における委員長1名および技術委員1名を最低定足数として構成されています。しかし、2016年以降、委員長および技術委員の退任が相次ぎ、インド政府は知的財産分野の専門家として必要な経験を持つ有能な技術者を任命することができていませんでした。このため、IPABは事案を受理できてもその審理ができず、処理の滞留を生み出しました。

②インド政府は財務省のコスト節約のため、全国で運営されている裁判所の数を減らす方向に動き出しました。IPABの裁定に対して高等裁判所に上訴すると、結果としてIPABが本来期待されていた最終的な裁定を行う存在になることができず、IPABは高等裁判所の前に一段階の新たな階層が追加されただけという評価を受けていました。

IPABは人員不足により期待されていた裁定機能を果たすことができず、裁判所の負担軽減に貢献できないどころか、かえってコストだけがかかる存在と評価されたことが、削減対象に該当する理由となりました。

### 3. IPABが廃止されるに伴う影響

本条例の公布に伴い、商事裁判所、商事部門および高等裁判所の非商事部門はIPABに付与された準司法管轄権を行使することになります。2021年4月4日より前にIPABに係属していた審判などは高等裁判所に移送されます。IPABから高等裁判所に移送されることで生じる影響を現地代理人に問い合わせました。

①手続き面について、本条例の中で具体的な手続きの明示が無く、どのような変更があるのかは不明です。多くの現地代理人は、高等裁判所への手続きはIPABへのそれと同じ内容になると予測しています(高等裁判所ではヒアリングが多く、方式要件などが厳格でIPABに対する手続きより煩雑になるとの見解もあります)。

②費用面について、高等裁判所では弁理士ではなく資格のある弁護士だけが聴聞会を行うことができること、知的財産分野に関する高度で技術的な判断が要求されるため、裁判官は問題を理解し裁定するため聴聞の回数が増えることが予想され、IPABへの手続きと比べると高額になる見込みです(IPABではUS\$2,000~US\$3,000だったのが、高等裁判所になるとUS\$10,000を超えるという見積を出す代理人もいます)。

③上訴から判決までの期間について、IPABでは処理が滞留していて裁定を下すまで時間がかかっていました。高等裁判所においても、②で述べたように聴聞の回数が増えより多くの時間を必要とする可能性があること、裁判所は知的財産分野以外の審理も扱っていることから、判決が出るまで時間がかかる見込みです。

現地代理人の多数はIPABの廃止に反対のようです。反対意見は上記2の廃止理由に関し、(①について)実際はIPABが処理した約3,800件の審判のうち、最高裁判所に上訴されたのは約3%にすぎず、この上訴について取り消されたのは約1%に満たないという統計がある、(②について)IPABに滞留があるとはいえ、2018年に過去最高の663件、パンデミック下の2020年には275件の処理を含め、設立以来約3,800件の処理を行い、最低定足数さえ揃えば一定件数を処理できるという実績を残している、言い換えるとIPABが本来の機能を果たせなかった原因はIPABに適正人員数が不足していたことにあると反論します。そして、IPABの廃止ではなく、IPABの専門的裁定機能を重視し、人員を充実させるための資金援助、インフラ整備、手続き緩和などIPABの存続を前提とした対策を講じるべきとしています。本条例を審議する国会でこのような意見も考慮して、最終的にインド国内の知的財産権保護に関し効果的なシステムが構築されることを期待します。

以上